

平成 22 年 1 月 12 日
財 務 省
日 本 銀 行

国際収支統計への IMF 特別引出権計上について

財務省・日本銀行は、今般、改訂 IMF 国際収支統計マニュアル(第 6 版)に従って、我が国の国際収支統計に IMF 特別引出権(Special Drawing Rights :SDR)の配分等を計上することになりましたので、その背景及び計上方法等の概要を以下のとおりお知らせします。

1. 背景

改訂 IMF 国際収支統計マニュアル(第 6 版)が平成 20 年 12 月に公表され、その中で SDR の保有と配分に関する規定が変更されました。具体的には、SDR の配分を受けた際には、一定の状況においてその配分を返済する義務があること及び利子が発生することから、資産(外準)発生と同時に負債(その他)発生として計上することになりました。こうした SDR 配分に関する計上の考え方や IMF からの要請を踏まえ、下記のとおり、国際収支統計等に SDR 配分を計上することになりました。

2. SDR 配分

平成 21 年 8 月及び 9 月に IMF から加盟国に対し一般配分及び特別配分が行われ、我が国に対しては以下の配分が行われています。

平成 21 年 8 月(一般配分) 約 98.7 億 SDR(約 14,629 億円相当)(今回 3 回目の配分)

平成 21 年 9 月(特別配分) 約 15.2 億 SDR(約 2,182 億円相当)(初めての配分)

3. SDR 利子

SDR 保有に対して支払われる利子については、これまで支払時点で計上していたが、発生主義に基づき、月次で推計利子を計上することに変更しました。

4. 計上方法の概要と計上時期

配分された SDR は、国際収支統計及び対外資産負債残高等に以下のとおり計上されます。

(1) 国際収支統計(月次統計)

- ・ 「投資収支」の「その他投資」及び「外貨準備増減」の各収支項目に計上されます。また、利子については、「経常収支」の「所得収支(その他投資収益)」に計上されず。
- ・ 計上時期については、平成 21 年 7 月～9 月までの国際収支統計(速報)について、平成 22 年 1 月の確報公表時に、平成 21 年 10 月～12 月までの分については、平

成 22 年 4 月の確報公表時に修正・計上されます。また、平成 22 年 1 月以降に発生する利子については、同年 1 月以降の速報から計上されます。

(2) 対外資産負債残高(年次統計)、対外資産負債残高及び対外債務(四半期推計)

- ・ 資産サイドの「外貨準備」及び負債サイドの「その他投資(長期負債)」にそれぞれ計上されます。
- ・ 対外資産負債残高については、平成 21 年末時点から(平成 22 年 5 月公表)計上されます。また、対外資産負債残高及び対外債務(各四半期推計)については、平成 21 年第三四半期分から、それぞれ計上・公表されております。

(以上)